

# 季節保育所施設標準

中央社會事業協會保育事業研究委員會作成

## 一 目的

季節保育所は地方産業の繁忙期に於て手不足なる家庭の乳兒及幼兒を受託し之を保護するに共に母親其の他家族の勞働能力を高め延いては農山漁村に於ける生活の向上を圖るを以て目的とするに在り。

## 二 經營主體

經營主體は市町村、各種團體、私人、又は其の聯合の何れを問はざるも市町村經營の場合は成る可く各種團體、私人に施設を委任するに在り。

## 三 開所及閉所の手續

季節保育所の開閉に就ては其の都度當局に報告するを可くす。

## 四 設置場所

其の目的の存する所に鑑み左記事項に注意して市町村に

成る可く多く分散的に設置するを可くす。

(一) 乳幼兒の集合に便なること

(二) 危険の根なき場所たること

(三) 衛生上風紀上弊害なき場所たること

但し地方の事情に依り適當なる位置を望み難き場合は受託兒童の送迎其の他に特別の配慮を爲すこと。

## 五 設備

特別の建物設備を有せざる時は小學校、同分教場、神社、寺院、教會、公會堂、青年會館、其の他適當なる場所を工夫の上利用すること但し成る可く次の設備を具へ且つ能ふ限り自然物の利用に努むること。

(一) 相當の廣さを有する運動場

(二) 雨天又は食事午睡のための部屋

(三) 樂器、遊戲具及運動具、恩物、食器、寢具、衛生

## 用具等

## 六 従業員

季節保育所に於ける従事員の選定は事業の効果を擧ぐる上に至大の關係あり従事員としては主任者の外保姆及助手を置き別に囑託醫師を置くの要あり。

主任は斯業に相當理解ある者を選び保姆には女子青年會其他婦人團體の幹部にして成る可く保育上の知識と經驗ある者を以て之に充て且つ小學校其他の女教員の協力を求むること。

## 七 受託児童

乳兒及幼兒を原則とするも必要に應じて低學年児童をも受託すること。

## 八 開設の時期及期間

地方の事情に依り適當に之を定むること。

## 九 保育の實際

(一) 乳幼兒を單に受託するに止らず其の身心の發育に

留意すること。

(二) 乳兒と幼兒は其の取扱ひを區別すること。

(三) 乳兒にありては成る可く人工榮養を避け適當なる

時間に母親をして來所授乳せしめ幼兒にありては給食を爲すを可きすること。

(四) 保育方法は常設保育所に準じて可なり。

(五) 保育時間は保護者の勞務の實狀に應じて適當に之を定むること。

(六) 保姆一人宛擔當數は乳兒にありては約五人迄幼兒にありては約二十人迄するを可きす。

(七) 入所前醫師の健康診斷を行ひ開設中は個々の健康狀態に就き常に注意を怠らざること。

(八) 危険防止並安全施設に就き考慮すること。

## 一〇 經費

季節保育所の經費は經營主體並保護者の醸出する金品、市町村費及府縣、國、其他後援團體よりの獎勵補助金を以て之に充つること。

## ○季節保育所實施參考

### 設備に關する參考

季節保育所施設標準中「第五、設備のミこころに於て、設備は「特別の建物設備を有せざる時は小學校、同分教場、神社、寺院、教會、公會堂、青年會館、其の他適當なる場所を工夫の上利用するこころ」になつてゐるが、普通の民家に於ても實施するこころが出来る。

小學校は、何れの小學校にも、机があり、黑板があり、其の他色々の運動具なきがあつて、設備の點から云へば、最も適當である。只それらの多くは學童のために造られたものであるから、季節保育所に集まる乳幼児のためには相當の工夫を要する。

寺院、教會がこの方面の仕事に使用せられるこころは、所謂宗教の社會的進出の意味から云つても、又建物經濟の立場から考へても、誠に望ましこころである。

普通の民家は、小人數の場合さか、殊に乳兒の場合には適當である。

### 一 設備

#### 一、乳兒、匍匐兒の場合

(一) 乳兒室……これには疊敷の室がよい。板の間又は土間の場合には最も簡單な方法で寢臺を造る。これには空箱の上に板又は戸を乗せて造るなきの工夫がある。但しこの場合、乳兒の轉落を防ぐための工夫を忘れてはならぬ。

(二) 匍匐兒室……これも疊敷の室がよい。板の間の場合は毛布又は藁蓆を敷く。

(三) 授乳所……乳兒、匍匐兒の場合忘れてならないのは授乳所である。これは寺院、教會ならば内庭か玄關、學校ならば廊下等、母親たちが足袋はだしのまゝ這入れるやうなこころにしたい。

#### 二、幼兒の場合

(一) 運動場……之は學校のやうな場所であれば心配はないが、其の他のこころでは溝や井戸、池や崖等に就て特に注意せねばならぬ。溝や井戸には蓋、池や崖には柵を要る。尙成る可く樹蔭のある場所が望ましい。

(二) 遊戯室……これは成る可く板の間にしたい。土間でもよい。

(三) 保育室……これは出来るだけ明るい室でありたい。尙机や椅子は幼児向のものを選びたい。幼児向の椅子や机のない時は空箱を臺にして板を置くなきの工夫がある。

(四) 洗面所

(五) 洗足所

(六) 便所……これは危険防止に特に注意せねばならぬ。大人又は學童のための便所を其のまゝ使用することは甚だ危険である。板を渡して幼児に適するやう改造すべきである。尙便所は屋外にも必ず一個所用意する。これは假設の席立のもので十分である。

(七) 午睡室……疊敷の室がよい。(季節保育所に於ける午睡は相當重要視せられねばならぬ)。

## 二 用具

### 一、乳兒、匍匐兒の場合

(一) 寢臺……行李又は籠で造る。

(二) 運動用乳母車……リヤカーでもよい。

(三) おむつ棚……これは空箱なごを利用して其の中に棚を造つて各受託兒毎に整理して置く。尙汚れたものは成る可く室外に置く。

(四) 告示板……保育上必要事項を記載する。受託兒童の氏名、生年月日、榮養方法、其の他母親の勞働場所等もわかり易い場所に掲示して置く。

(五) 醫療器具……體溫計(示度の正確を豫め確め置くこと)、灌腸器(一〇グラム)、「イチヂク灌腸器なごも便利」、氷嚢、水枕、懷爐、綿棒、繃帶、ガーゼ、脱脂綿、ピンセット、舌壓器、洗眼器等。

(六) 藥品……重曹、胃腸藥、マイククロローム(又は沃土丁幾)、グリセリン、オキシフル、オゾ(又はメンソレータム)ピチロール軟膏、亞鉛華澱粉、オレイン油、水銀軟膏、ミチガール、食鹽、石炭酸亞鉛華軟膏、リゾール水、アルコホル、アンモニヤ水、皓攀(點眼用、〇・二%)、流動カルボール(齒痛用)、生石灰、芥子、絆創膏等。

(七) 其の他……體溫計、身長計、卷尺、寒暖計、調乳器等。

## 二、幼兒の場合

### (一) 遊具

(イ) プランコ……これは大きな立木なごを利用して造るのが便利である。

(ロ) 滑臺……滑臺として出来たものがあればよいが、板に棧をつけて椽側なごに立てかけてもよい。唯板が荒削りであるため刺をさすようなこごのないやうにしたい。

(ハ) 砂場……丸太を四角に組立て、其のなかへ砂を入れる程度にてよし。砂は小石貝殻なごの交らぬやうにし濕氣を帯びさせねばならぬ。尙砂場には杓子、竹の筒、碗、小樹、板切等の用意が要る。

(ニ) 綱……綱引遊び、汽車遊びなごのため。

(ホ) 小旗……各種遊戯に用ふ。

(ヘ) 毯(大小)

### (二) 保育用具

(イ) 樂器……ピアノ、オルガン、蓄音機(レコードは子供向のもの、他に名曲を數枚備へたい)

(ロ) 樂譜及唱歌遊戯集

(ハ) 積木……高價なものを買ひ求める必要はない。昔請場の木片なごを拾ひ集めたものにて十分。或は二三寸大のものを大工に造らせてもよい。この他五寸位の長さに切つた竹を切口をよく磨いて用意して置く。

(ニ) 繪本……強いて新しきものを要せず。「コードモノクニ」「キンダーブック」「子供の友」等。

(ホ) 紙……折紙、切紙、切拔等のため色紙が要る。新聞紙、廣告紙なごを利用してよし。

(ヘ) 書き方用具……畫用紙、畫帳、黑板、クレオン、鉛筆等。

(ト) 粘土

(チ) 鋏……切紙、切拔なごのため。

(リ) 玩具……人形、ままご道具、樂隊用具、紐、豆、小石、貝殻、柿の種等。

- (三) 醫療器具 (乳兒の場合と同じ)
- (四) 藥品 (乳兒の場合と同じ)
- (五) 事務用具
  - (イ) 受託兒名簿
  - (ロ) 出席簿
  - (ハ) 事務日記
  - (ニ) 保育日記
  - (ホ) 其の他
- (六) 其の他の用具
  - (イ) 食事用具……茶碗、皿、箸、おやつ皿、盆、藥罐、釜、鍋、洗桶、スプウン等。
  - (ロ) 寢具……毛布、布團、敷布、枕等。
  - (ハ) 洗面、洗手用具……洗面器、石鹼、手拭又はタオル(これは銘々に持たせたい)鏡、櫛等。
  - (ニ) 掃除用具……内外用箒、はたき、ばけつ、雑巾、屑籠、水撒、如露等。
  - (ホ) 洗濯用具……鹽、洗濯石鹼、洗板、干紐、干竿等。
  - (ヘ) 園藝及大工用具……鋏、鋸、シャベル、錐、釘、

釘拔、金槌等。

(ト) 裝飾用具……繪畫(名畫が望ましい)花瓶、萬國旗、ポスター等。

(チ) 塵紙等。

(七) 參考書類。

經營に關する參考

一、準備に關する心得

(一) 先づ各村内の主なる人々に開設の趣旨並事業の必要を理解せしめること。

(二) 地方産業の繁忙を他所に見ぬ親切心さへあれば誰にでも出来る仕事であると思はしめること。

(三) 既に前から實施して居る所の様子を(三)の有志をして視察せしめること。

(四) 他町村に於ける季節保育事業の効果及これより生ぜる利益を説き聞かせること。

(五) 開設の勞を取るべき中心人物(神官、僧侶、牧師、

方面委員、社會事業家、小學校長等)を前以て物色し

置くこと。

(六) 府縣當局者が町村民福祉の増進のために保育所實施につき強い希望を有することを周知せしめること。

(七) 府縣當局は保育所に關する講習會を開き其の發達を促進すること。

(八) 府縣當局に於て獎勵金補助金の準備を有する場合、は之を一般に承知せしめること。

(九) 慈善救濟の意味でなく隣保相扶、奉仕協同の作業たる觀念を以て出發すること。

### 二、従事員心得

(一) 大切の子供を預かるに就て凡ゆることに出来るだけの注意を拂ふこと。

(二) 常に自信を以て事に當りつまらぬ批評や批難に心を勞し目的の遂行を誤らぬこと。

(三) 七日、十日で終る短期の仕事と思はずこれが受託兒童の心身發育の助けとなるは勿論農漁山村民生活の向上の原因となる自覺を有すること。

### 三、管理及實務心得

(一) 備品消耗品は成る可く節約すること。即ち萬國旗

は手製、積木は普請場の材木の切り残し、裝飾用ボスターは町村役場の掲示餘り、絲は小包の解き絲を代用する等の類。

(二) 入夫賃を無駄に使はぬこと。

砂場用の河砂海砂の運搬、ブランコの作成などは主として青年團員の奉仕作業に俟つ等。

(三) 製菓會社、製菓會社、化粧品商店、其他大商店より配布し呉れる廣告手旗、紙風船、彩色入宣傳ビラ等を募集利用すること。

(四) 成る可く附添の子守、兄弟は謝絶する方針をこころること。(おやつ)の配分を目當に來る子供がある。

(五) 人手の少いのも困るが餘り多過ぎても困る(婦人會の催しなきにこの弊が多い)。

(六) 主任保母は開所中變更せず保母中一人は必ず樂器を扱ひ得るものたるべきこと。

(七) 奉仕事業たる性質上餘り長期に涉り關係者を倦怠せしめぬこと。五日は過短、一週間か十日が適度、二週間以上の開設は従事員の選任其他に就き十分留意

すること。

(八) 所定の開所時間、日限、日數に拘泥し肝心の必要

期を逸せぬやう注意すること。田植は天氣次第のもの  
であるから豫定の期間の役に立たぬ場合が多い。

(九) 凡て儀式的のこまは控目にし、殊に開閉の時に、

シルクハット、モーニング、白襟紋服、祝辭の行列等  
に依つて子供や親たちを倦怠させぬこと。

(一〇) 平常着のまま出所せしめること。

(一一) 受託兒には各々名前記入の徽章又は白布を胸に  
懸けさせること。

(一二) 其の日其の日の出席者を確實に知り置くこと。

(一三) 強風雨等のために田植休みの時は無論開所せぬ  
こと。但し誰か一人所内に留守居をすること。

保育時間割参考

順序	事項	著手時間	所要時間	備考	
1	自由遊戯・洗足・洗手	登所より 午前	九時	七分	
2	朝禮・唱歌	同	九時七分	三分	
3	沈黙	同	九時一〇分	二分	
4	唱歌・お話	同	九時一〇分	二分	

(一四) 手工出来上り品はこれを裝飾用品に代用し、所  
内の目先を換へること。

(一五) 事務日記、保育日記は成る可く詳細に記載し他  
日の用に備へること。尙各種資料の整理を忽にせぬこ  
と。

四、閉所に際しての心得

(一) 閉所後は設備品の取片付を迅速にし掃除をよくし  
手早く借用品を返却すること。

(二) 報告書の提出、補助の申請等を迅速にすること。

(三) 閉所後は慰勞を兼ねた協議會を開き従事員相互の  
感想経験を語り合ひ來る年の計畫を立つること。

(四) 受託兒の家庭へは受託狀況の概要を報告し關係方  
面へ各種支出の報告を忘れぬこと。



(七) 受託兒が過ちをした時無暗に叱つてならぬ。叱る前に其の原因を考へそれを取除くやうに心懸けたい。

(八) 如何なる出來事にも慌てゝはいけない。落つて其の處置を考へたい。

(九) 受託兒が一つのこゝみに飽きた時直ぐ次のこゝみを與へる用意がなければならぬ。

(一〇) 一人の受託兒のために全體を忘れてはならぬ。

同時に全體のために一人を忘れてはならぬ。

(一一) 受託兒の過ちは出來るだけ他の受託兒に知らせぬやうにしたい。

(一二) 一人の受託兒のよい癖は他の受託兒にも習はせるやうにしたい。又一人の受託兒の悪い癖は他の受託兒に見習はせぬやうにする。共に其の受託兒の悪い癖をも直すやうにしたい。

(一三) 新入生は必ず全體の紹介するこゝ。

(一四) 劃一的な考へを排して出來るだけ創作的に受託兒を導くやう心がけるこゝ。子供のいたづらは彼等の創造的本能の表はれである場合が多い。無暗に叱るば

かりが能ではない。

醫療的方面に關する參考

一、入所時の身體検査

(一) 體重、身長、胸圍、其の他一般検査。

(二) 結核、トラホーム、百日咳、疥癬、毛虱、等にして傳染の恐れありてこれを豫防し得ざる時は入所を拒絶する。

(三) 麻疹、百日咳、水痘、種痘、の經過の有無を記録し置くこゝ。

二、受託中の注意

(一) 登所時には必ず發熱の有無に注意するこゝ、即ち類に手を觸れ、舌を検し、又は檢温をする。發熱せる兒童は家にかへし或は囑託醫に託し又は休養室にて休ませる。

(二) 顔面其の他に發疹のある場合は麻疹又は猩紅熱の心配がある。

口腔粘膜の粟粒大發疹(コブリック氏斑)、結膜炎、發熱は麻疹の前驅症狀である。

(三) 口腔内の發疹、扁桃腺肥大にはデフテリアの心配がある。

(四) 耳下腺部の腫脹疼痛の場合は、流行性耳下腺炎(おたふく風)の惧がある。

(五) 咳嗽：最も注意しなければならぬのは百日咳であつて多く家庭にて陰蔽する惧がある。ここに其の恢復期にあるものを注意する必要がある。この種の子供は舌壓器にて咽喉を壓して檢すに特有の顔面紅潮、連續的咳嗽を爲すここに依り發見するこゝが出来ぬ。

有熱、後引性の咳嗽は扁桃腺部に舌苔なくさもデフテリアの疑ひあり、有熱にして鲜血を常に出し元氣なきものは、鼻腔デフテリアの初期である場合がある。

(六) 下痢せるものは必ず検温、便の消毒をする。便所の引手は十分消毒せねばならぬ。

(七) 腹痛：腹部を暖め安靜にする。嘔吐激痛あるものは直に醫師に通知する。便、吐物を保存して醫師に見せる。

(八) 鼻血：鼻部を冷す。綿栓を爲し、衣服をくつろ

がしめ、安靜横臥せしむ。

(九) 齒痛：食物を残渣を去り濃き(一〇%)重曹水のうがひをする。尙止まらぬ場合は齶齒孔に相當せる綿栓に流動カルボールを浸し栓塞す(カルボールが粘膜につく腐蝕火傷する故嚴重に注意するこゝ)

(一〇) 出血：創傷の時は其の創傷が清潔なれば洗ふこゝなく直ちにマイクロクロム(又は沃土丁)を塗布し壓迫繃帶す。大出血の時は心臟に近き部を壓迫し濃き食鹽水を飲ませ直ちに醫師に送る。

(一一) 脱臼、骨折は經木其の他副木を當て患部を成る可く自然のまゝに固定し繃帶して醫師を迎へる。

(一二) ひきつけ：衣服をくつろぎ灌腸する。顔面に冷き霧をふきかけ、或は心臟部に芥子を張る。足部を湯タンポ等にて暖める。

便に注意。便の消毒、看護婦の手、其の他の消毒を忘れてはならぬ。

(一三) 蕁麻疹其の他蚤疹：ピチロール軟膏又は石炭酸亞鉛華軟膏を塗布する。

## 季節保育所に關する調査

(中央社會事業協會調査)

### (一) 施設數

- (一四) 毛虱……水銀軟膏を塗布する。
- (一五) 眼脂の出るもの……二%硼酸水洗眼、皓礬水點眼。
- (一六) 耳垢……オキシフルにて耳孔入口のみを清拭する。
- (一七) 疥癬……ミチガールを塗布する。

### 三、其の他

- (一) 開所中、蛔蟲、蟯蟲驅除を行ふこと。
- (二) 偏食の矯正に努力すること。
- (三) 齒磨の習慣、手洗の習慣をつけること。
- (四) 爪を切ること。
- (五) 便所は夕方閉所後必ずリゾール水(日中手洗に用ひたものにてよし)を散布すること。
- (六) 飲用水の良否に就き開所前十分調べること。
- (七) 器具殊に醫療器具を消毒すること。

昭和八年中に開設された季節保育所は全國を通じて總數五、七四五(昭和五年中の分二、五一九、但右は兵庫、栃木、廣島、香川、福岡、鹿兒島の六縣分のみは昭和四年開設に關する數字を便宜加算したものである。以下同様)であつて我國内地の全道府縣に普及し、就中最も多數なのは兵庫縣の七三五ヶ所(昭和五年兵庫縣最も多く四六三ヶ所)にして、山口縣の四八一ヶ所、三重縣の四二三ヶ所之に次ぎ、其の他京都、愛知、静岡、岐阜、滋賀、宮城、福島、岡山、廣島、愛媛、福岡、佐賀、熊本、宮崎及鹿兒島の各府縣に於ては何れも百ヶ所以上の開設を見た。最も少數なのは沖繩縣の二ヶ所、東京府の五ヶ所である。之を昭和五年中の分と比較するに、百ヶ所以上の開設を見た縣數は昭和五年中の六縣に比し昭和八年中に於ては十八縣に及び、昭和五年に於て保育所の開設を見なかつた沖繩縣も遂に昭和八年度に至り二ヶ所の開設を見たので、全國を通じ各道府

愛知	三重	奈良	栃木	茨城	千葉	群馬	埼玉	新潟	長崎	兵庫	神奈川	大阪	京都	東京	北海道	廳府縣	施設數
三四九	四二三	五二	九七	二六	三九	三七	五九	六九	五九	七三五	五九	四六	一四八	五	三四	廳府縣	施設數
島根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	廳府縣	施設數
三〇	五一	四四	二六	一一	九五	四四	四八	三三	一一七	一八二	九〇	四一六	一九二	二五	一一二	廳府縣	施設數
計	沖繩	鹿児島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌山	山口	広島	岡山	廳府縣	施設數
五、七四五	二	二〇二	一一八	一四三	二五九	二八	一五三	一一	一五四	九三	二五	一六	四八一	一六九	一二七	廳府縣	施設數

(昭和八年十一月末日迄に開設せるものに付調査せるものとす)

縣に發達擴充したものと云へる。

(二) 經營主體

經營主體別にみるに次表の通りである。

總計	私設		公設			經營主體別		
	個人	團體	計	村	町	市	施設數	比較増減
五、七四五	四、八八二	三、五七五	八六三	六八四	一六八	一一	昭和八年	(十) 増減(一)
二、五一九	二、〇六一	一、七一〇	四五八	三五二	六六	四〇	昭和五年	(一) 増減(一)
(十)	(十)	(十)	(十)	(十)	(十)	(一)		
三、二二六	二、八二一	一、八六五	四〇五	三三二	一〇二	二九		

公營に係るもの八六三、私營のもの四、八八二であつて後者は前者の約五倍に當つてゐる。

公營施設中最も多いのは村營の六八四ヶ所であつて公營施設數の約八割を示し、町營の一六八之に次ぎ市營の一一最も少ない。之を昭和五年度と比較するに市營のものに於て二九ヶ所減少を示してゐるが町營に於て二〇ヶ所、村

營に於て三三二ヶ所の増加を示し、合計に於ては約倍數の増加をみ、私營に於ては團體經營のもの三、五七五、個人經營のもの一、三〇七ヶ所で合計四、八八二ヶ所、之を昭和五年度と比較するに、團體經營に於て一、八六五ヶ所、個人經營に於て九五六ヶ所、計に於て二、八二一の増加を示して居る。然してその増加の程度が公營に於けるよりも寧ろ私營に於て多きをみた事は斯業發達の上からみて喜ばしい現象と云はねばならぬ。

尙之れが府縣別分布狀況に付いて見るに公設に於ては、市設のものは前述の如く僅か一ヶ所にして福岡の五ヶ所、宮崎の三ヶ所、岡山の二ヶ所、三重の一ヶ所であるが、町設のものは一六八ヶ所を示し、その内静岡の二九ヶ所最も多く栃木の二七ヶ所之に次ぎ町設保育所を有せざるものは東京、京都、大阪、神奈川、長崎、新潟、埼玉、群馬、千葉、愛知、山梨、長野、岩手、福井、富山、鳥取、広島、山口、和歌山、愛媛、高知、大分、宮崎及沖繩の諸府縣である。

次に村設は六八四ヶ所あり、その内三重の九七最も多

く、静岡の六八、兵庫の五七之に次ぎ村設保育所を有せざる縣は千葉、愛知、岩手、石川、鳥取、島根及沖繩の諸縣であり、全體を通じ公設保育所を最も多く有するものは静岡の九七にして三重の九六之に次ぎ以下兵庫の六五、福岡の五六、栃木の五四、香川の四八等の順位であり全く公設保育所を有しないのは千葉、愛知、岩手、鳥取及沖繩の諸縣である。更に私設保育所に就て云へば團體經營のものは兵庫縣の四二九最も多く、岐阜縣の三七六之に次ぎ、以下山口縣の三五六、愛知縣の二四〇、佐賀縣の二二二等の順位であり、團體經營の施設なき府縣は東京府のみである。次に個人經營の施設に就て云へば兵庫縣の二四一最も多く、三重縣の一六一之に次ぎ個人經營を有せざる府縣は東京、岡山及沖繩の諸府縣である。更に全體を通じ私設保育所の最も多いのは兵庫縣の六七〇であつて山口縣の四五六之に次ぎ以下岐阜縣の四〇〇、愛知縣の三四九、三重縣の三三七、佐賀縣の二三一等の順位を示し、全く私設保育所をみないのは全國を通じ東京府のみである。

(中央社會事業協會製作パンフレットに依る)